

1 刑罰の謙抑性と起訴便宜主義（入口支援の背景①）

罪を犯した者に対し、適正に**刑罰権**（人を処罰する権限）を行使し、**犯罪に見合った処罰**をすることが検察の使命であり、これにより、市民の安全・安心を守るという役割を果たしています。

では、「**犯罪に見合った処罰**」とは、どういうことをいうのでしょうか。

まず、何が「**犯罪に見合った処罰**」といえるかを判断するためには、犯罪の種類、犯行態様、結果、動機、前科、罪を犯した者の特性、境遇といったさまざまな事情を考慮する必要があります。

その一方で、刑罰は、人の権利・自由を強力に制限するものです。そのため、刑罰権の行使は必要最少限度にとどめるべきであると考えられています（刑罰の**謙抑性**）。この考え方は、基本的人権を尊重するという憲法の趣旨に合致するものです。

このような刑罰の謙抑性という考え方からすると、犯罪の種類、結果、罪を犯した者の特性や境遇などといった事情によっては、罪を犯した者に刑罰を科すことが、必ずしも適当とはいえない場合もあるでしょう。

そのため、検察官は、法律上、先ほど挙げた諸事情を考慮し、罪を犯した者を起訴する権限はもちろん、起訴しないこととする権限も持っています（起訴便宜主義）。

2 数字で見る刑事政策（入口支援の背景②）

右の2つの円グラフを見ていただければわかりますが、
実際、罪を犯した者のうち、**起訴された人の割合は、約31%**（図1）、**起訴されて有罪になった者のうち、刑務所等に入所した（＝実刑判決を受けた）人の割合は約7%**にとどまっています。つまり、何らかの罪を犯しても、**多くの人は、罰金刑や執行猶予付きの判決により、刑務所等に行くことなく地域社会に戻って生活をするのです。**

このような実情を踏まえたとき、これらの者に対し、二度と犯罪に手を染めないための福祉的支援をすることで、再犯を防止することが、本人の更生のためにも、新たな被害者を生まないためにも必要となります。

入口支援は、こういった視点が出発点です。

※ さらに詳しい情報を知りたい方は
犯罪白書、再犯防止推進白書、警察白書
をご参照ください

図1：事件処理区別統計

（総数78万2735人）

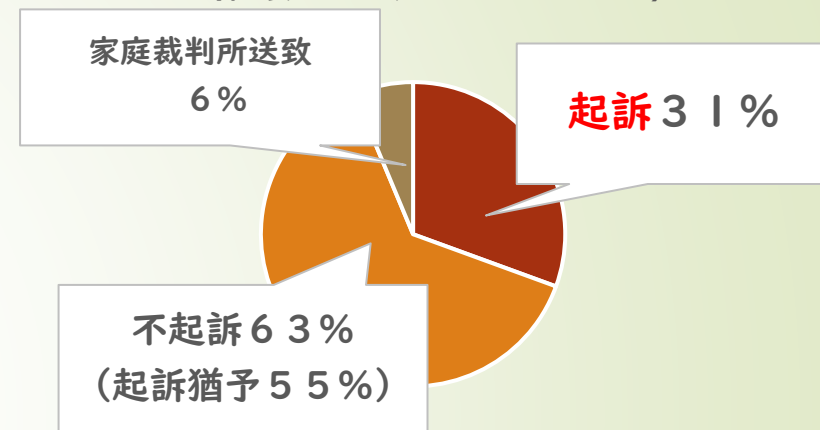
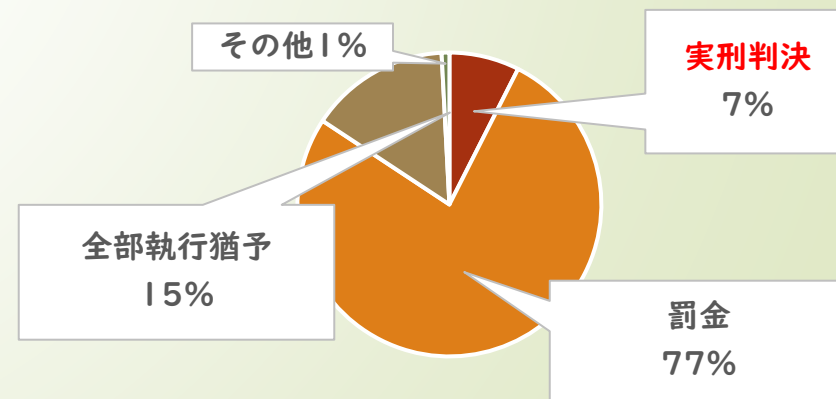


図2：裁判結果別統計

（総数20万3801人）



※いずれも令和6年分（「令和7年版 犯罪白書」）